

## 環境法政策レポート

DAIKAN

CONTENTS	「環境法政策を読む」	… 1
	2014年2月24日から2014年3月23日までに公布された主な環境法令	… 3
	2014年2月24日から2014年3月23日までに公表された今後施行を予定されている主な環境法令	… 3
	2014年2月24日から2014年3月23日までの主な行政情報	… 4
	2014年2月24日から2014年3月23日までの主な裁判情報	… 9
	2014年2月24日から2014年3月23日までの主なニュース	… 9

## 「環境法政策を読む」 使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準 2

## 使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準等検討会

## 第2回

使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準が2014年4月1日から適用される。これに先立ち、本検討会を設置し、運用のあり方について、次の2点に関し検討してきた。バーゼル条約第12回締約国会議（COP12：2015年5月開催予定）で採択が見込まれている「E-wasteの越境移動に関する技術ガイドライン」の検討状況との整合性を図りつつ、基準の内容及び運用のあり方について、また、正常作動検査については、その代替手段の要件等について検討し、具体的な代替手段の評価が行われた。

## □ 正常作動検査の代替手段及びその実施に関する提案と審査結果（抜粋）

正常作動検査の適用に反対する意見（リユースできない使用済み電気・電子機器であっても輸出先国において修理し中古利用が行われている実態があることや、輸出前の正常作動検査には多くのコストがかかりビジネスが成り立たなくなること、また、輸出した機器の追跡（トレーサビリティ）を正常作動検査の代替として認めるよう求めるもの）を踏まえ、実効性のある正常作動検査の代替手段の実施要件を策定、公表した。

## 1. 正常作動検査の代替手段の実施要件

項目	代替手段の実施要件の内容
販売状況	輸入国・中古利用される国（輸入国等）において、1つ1つの使用済み電気・電子機器が中古品として販売されること及びその事実が客観的に確認されること
修理	リユースできない場合、輸入国等において確実に修理可能であること
日本への返送	リユース及び修理ができない場合、日本に持ち帰る仕組みが確立されること
検証方法	代替手段の実施状況が容易に検証されうること。また、検証を可能にするために必要なデータを記録すること
実施可能性	代替手段の提案者がそれを実施するための十分な能力を有していること

## 2. 正常作動検査の代替手段及びその実施に関する提案と審査結果

4 社からの提案が受理され、特に提案の具体性、検証可能性及び実施可能性に重点を置き、審査が実施され、3 社について代替手段の運用が認められた。審査会において要件を満たすとされた代替手段については、バーゼル条約において E-waste ガイドラインが採択されるまでの間は、暫定的な適用を認める。

### 3 社からの提案の概要

- ・輸出先で商品として販売できるもののみを輸出する（修理不能品※を輸出しない）ための買取基準（型式・製造年・メーカー等）を整備する
- ※修理不能品：輸出先において修理ができない物及び修理により有害残さが発生する物
- ・輸入者との「基本契約」の中で、修理不能品の返送、修理不能品の台数・個人情報・修理不能理由等の報告を義務付ける
- ・輸入者が修理せずに転売先で修理される場合（再輸出を含む）は、輸入者、転売先、修理者との間で「環境保全契約」を締結し、基本契約と同等の返送・報告を義務付ける
- ・修理不能品は 3 か月に 1 回程度返送し、日本国内において適正処分する
- ・年 1 回の現地調査を通じて、修理までのフロー、修理状況等を確認し、レポートを作成する
- ・修理不能品の返送状況等について、3 か月に 1 度、環境省、経済産業省に報告する

### バーゼル条約 E-waste ガイドライン案：使用済み電気電子機器を非廃棄物扱いとする条件

2013 年 5 月に開催された COP11 では、特に、廃棄物と非廃棄物の区別に関するガイドラインの詳細が議論されたが、「使用済み電気電子機器を非廃棄物扱いとする場合の条件」に関し各国から異なる見解が示され、合意が得られず、採択には至らなかった。

- ・アフリカや中南米諸国は、輸出前の正常作動検査が行われない場合は、一切の例外を認めず廃棄物として扱うべきと主張。
- ・複数の国が、保証期間中の製造者による修理・修繕、故障原因分析、再使用のためのリースアップ品等の合理的な理由があるものは輸出前検査の適用除外とすべきと主張。
- ・我が国は、輸出国で行うとされている機能性検査の一部を輸入国で代替することの柔軟性を求めたが、各国の理解を得るには至らなかった。

### 【委員からの主な意見】

- 国際リユースは、適正であれば、促進するべきであり、是々非々で対応してほしい。
- バーゼル条約 E-waste ガイドラインの策定に向けての議論が進行しているところ、電気・電子機器の中古品輸出に関する定量的データに基づく、情報発信をしていく必要がある。

### ■ 事業者における留意点

E-waste ガイドライン採択後に我が国の中古品判断基準のレベルがそれよりも低いものとならないよう整合を図るとしている。事業者として、廃棄物処理政策をめぐる議論の方向性にどのような影響が及ぶか注視していく必要がある。